

# 無電柱化の実現に向けた「基本的な方針」 ～袋井市無電柱化推進計画～

## 1. 背景・目的 ～将来を見据えた都市づくりが求められている～

都市づくりを取り巻く状況は常に変化しており、本市においても、昨今、頻繁に発生している猛烈な暴風雨や、想定されている大地震等の大規模災害に備えるため「安全・安心な都市づくり」を進めるとともに、人口減少・少子高齢化の進展による都市活力の低下に対応するため「魅力・活力ある都市づくり」を推進するなど、将来を見据えた都市づくりが求められています。

無電柱化は、将来を見据えた都市づくりを進めるうえで、重要な要素となるものであります。このため、無電柱化の推進に向けて、基本的な方針・取組等を示す袋井市無電柱化推進計画（以下「本計画」という）を定めます。

### 本市に求められるこれからの「都市づくり」

#### 安全・安心な都市づくり

- 大規模災害への備え
- 災害時の被害拡大防止、救援・復興

#### 魅力・活力ある都市づくり

- 市街地（都市拠点・地域拠点）の活力向上
- 地域資源を活かした魅力向上

無電柱化は、将来を見据えた都市づくりを進めるうえで重要な要素となるため

## 無電柱化の実現に向けた「基本的な方針」～袋井市無電柱化推進計画～ を定める

## 2. 本計画の策定体制 ～庁内検討会を組織～

令和元年12月に、都市建設部長を座長とし、都市計画課、維持管理課、都市整備課、危機管理課、企画政策課、産業政策課の関係6課で「電柱のあり方庁内検討会」を組織し、本計画の策定に向けた無電柱化の現状把握や課題の共有化、必要性などを検討してきました。

### ■策定体制



### ■検討経過

- ▼令和元年12月17日 ①検討会
- ▼令和2年8月21日 ①作業部会
- ▼令和2年11月13日 ②作業部会
- ▼令和3年2月4日 ②検討会③作業部会
- ▼令和4年7月1日 ③検討会④作業部会
- ▼令和4年7月29日 ⑤作業部会
- ▼令和4年8月15日 ④検討会
- ▼令和4年9月27日 ⑤検討会⑥作業部会
- ▼令和4年10月27日 建設経済委員会
- ▼令和4年11月4日 全員協議会

## 3. 基本方針 ～「防災・景観・にぎわい」の3つの視点～

安全・安心な都市づくりや魅力・活力ある都市づくりなど、将来を見据えた都市づくりを進めるにあたり、無電柱化に関する基本方針を「防災・景観・にぎわい」の3つの視点により、次のとおり定めます。

### 基本方針1 安全・安心な都市づくり

～大規模災害への備え～

大規模災害時における救急・救命活動や、支援物資の輸送、さらには復旧・復興活動を迅速に行うため、緊急輸送道路など、災害時に重要な幹線道路において無電柱化を推進することで、自然災害に強い安全・安心な都市づくりを目指します。



緊急輸送道路の整備イメージ  
※出典：国土交通省 HP

### 基本方針2 訪れたいくなる美しい景観づくり

～本市特有の地域資源を生かした良質な景観形成～

遠州三山や旧東海道等の歴史的・文化的資源、田園風景や浅羽海岸等の自然環境など、本市特有の地域資源を有しており、これら資源を生かし、地域資源周辺を無電柱化することで観光振興に寄与しつつ、誰もが訪れたいくなる良質な景観形成を目指します。



観光地周辺の整備イメージ  
※出典：国土交通省 HP

### 基本方針3 居心地よい“まちなか”空間の形成

～にぎわいや豊かさを感じる都市空間の創出～

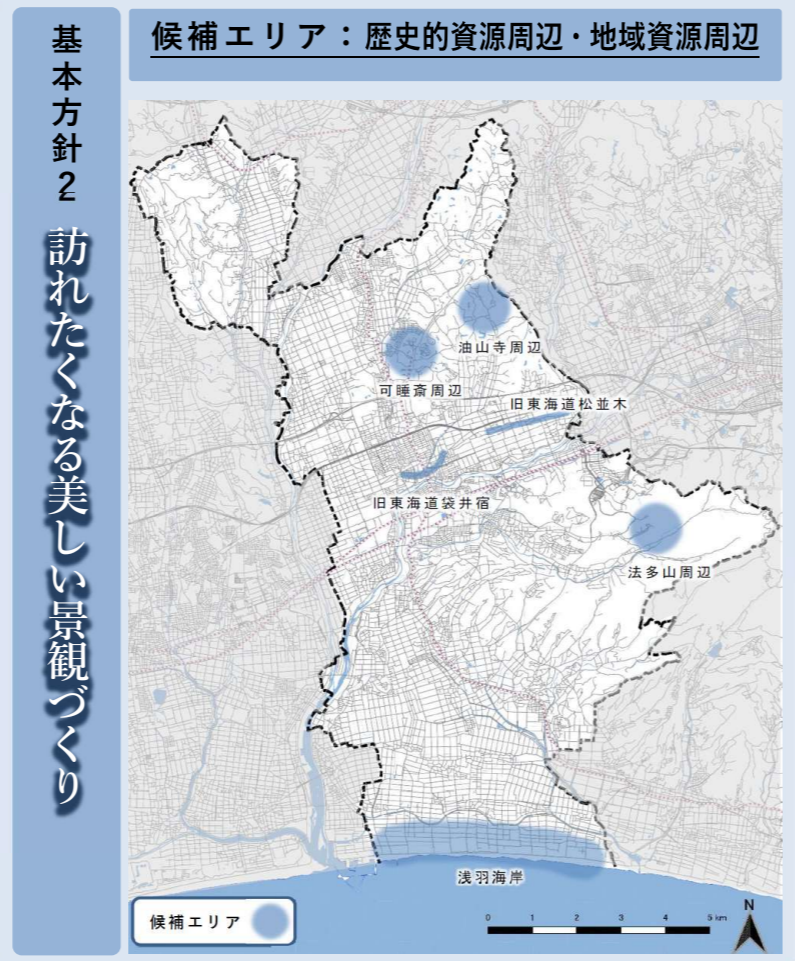
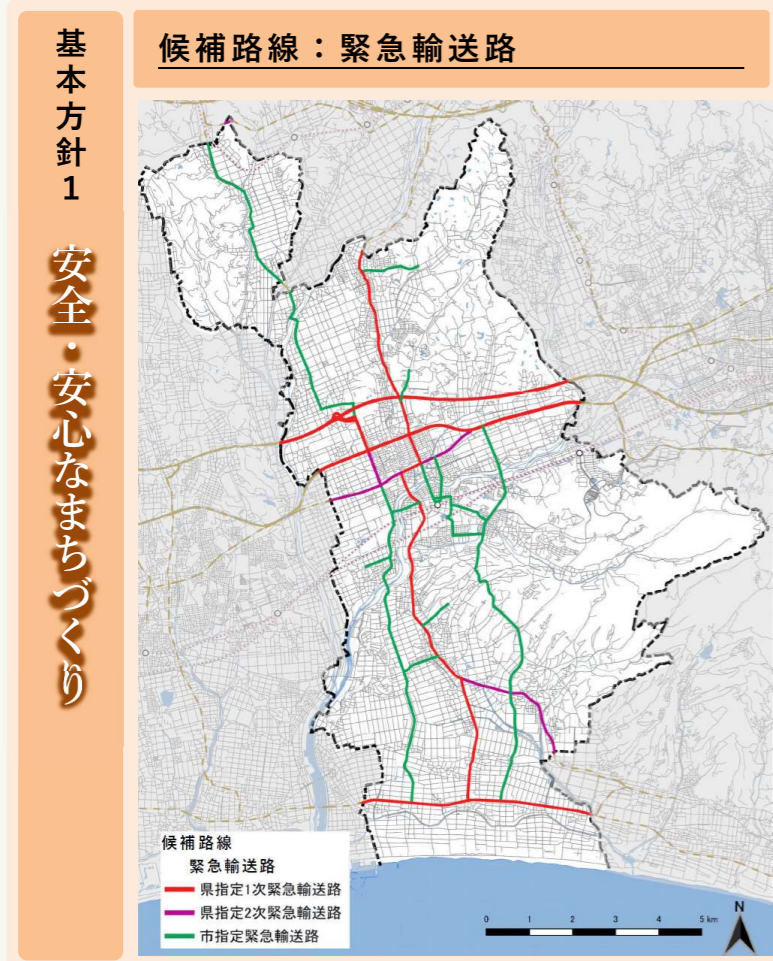
都市形成の核となる都市拠点や地域拠点の無電柱化を推進することで、歩行者にとって居心地がよく、まちなかを移動・周遊しやすい安全な歩行空間を整えるとともに、無電柱化により広がった歩道空間を活用し、人が集まり、にぎわいを創出することで、魅力と活力ある“まちなか”空間の形成を目指します。



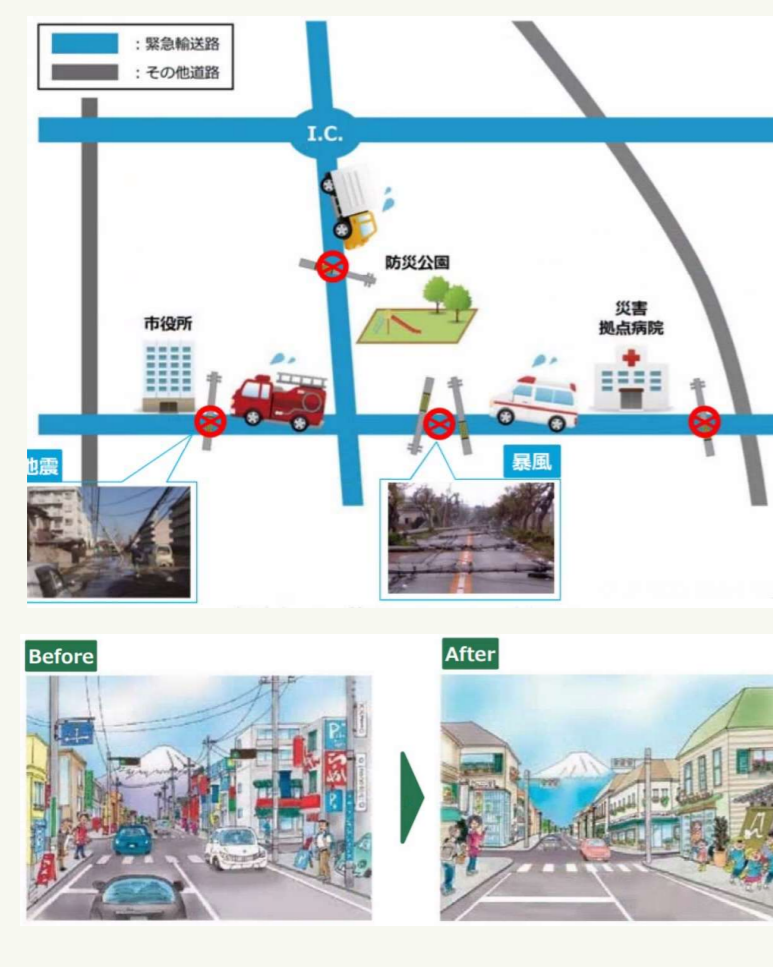
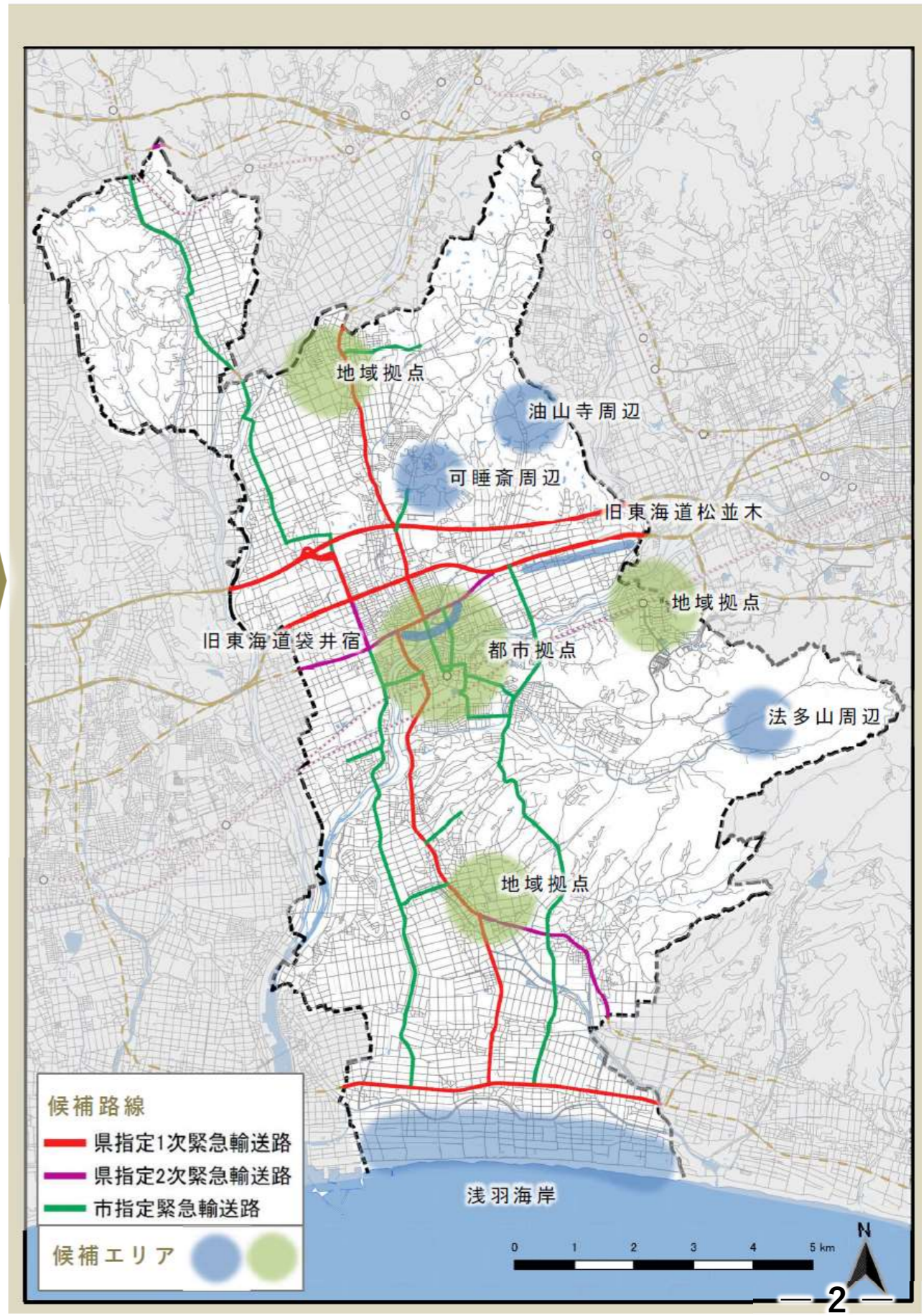
にぎわい創出の整備イメージ  
※出典：国土交通省 HP

# 4. 候補路線・候補エリア

3つの基本方針に基づき、無電柱化を推進する候補となる路線・エリアを次のとおりとします。また、本計画が策定された後に、無電柱化の実現に向けて、本計画に示す候補路線・候補エリアに基づき無電柱化の整備が必要とされる具体的な路線の選定や、整備手法等を電線管理者や地域とともに検討していきます。



## 基本方針1・2・3に基づく 候補路線と候補エリア



## 5. 無電柱化の推進に向けた取組

本計画における無電柱化の推進に向けた取組を示していきます。

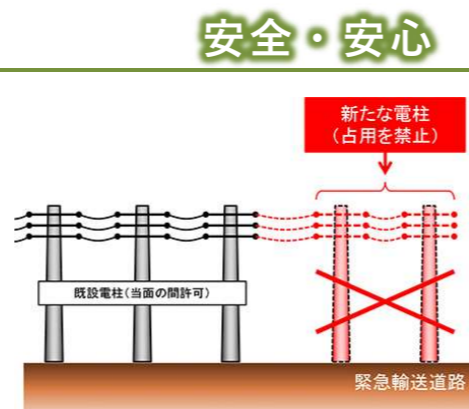
なお、本取組は、国・県の無電柱化推進計画の計画期間と合わせ、令和7年度に見直すとともに、成果目標を示していきます。

### 1. 新設電柱の抑制

#### (1) 道路法第37条を活用した新規電柱の抑制

無電柱化は、防災上の観点から緊急輸送路や安全かつ円滑な交通の確保が必要となる道路について、道路法第37条を活用した新たな電柱の占用を制限することができます。

今後は、本市指定の緊急輸送路へ道路法第37条による道路占用の制限を適用する区域の指定に取り組み、新設電柱の抑制を図ります。



安全・安心

#### (2) 無電柱化の推進に関する法律第12条を活用した無電柱化の実施

無電柱化の推進に関する法律第12条において、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所を除き、道路における新たな電柱・電線の設置を禁止しています。

今後は、同法第12条を的確に運用するため、静岡県が策定した令和3年1月に策定した運用要領などを活用しながら、道路事業や市街地開発事業等と一体的な無電柱化整備に取り組んでいきます。

#### (3) 袋井市土地利用事業に係る技術基準の適切な運用

民間開発により一定面積以上の宅地造成が新たに行われる際には、袋井市土地利用事業に係る技術基準に定める電柱等の設置基準に基づき適切に指導することで、開発事業者や電線管理者とともに、新たに生み出される街区の無電柱化に取り組んでいきます。

## 2. 地域独自の「まちづくりのルール」の策定

良好な住環境

良好な住環境や、美しい街並み景観、さらには安全・安心な環境を将来にわたって維持・創出するため、市街地や集落地など、それぞれの地域特性に応じて、建物を建てる時にルールや、道路・排水路の計画などを定める地域独自の「まちづくりのルール」の策定を進め、このルールの内容に電柱・電線の設置基準についても盛り込むことで無電柱化の推進を図っていきます。

また、無電柱化の実現に向けては、地域が一体となって取り組む組織体制の整備も重要となりますことから、まちづくり協議会などの設置に向けての検討も進めてまいります。



## 3. 訪れたくなる景観の創出

景観

### (1) 歴史的・文化的景観の保全

遠州三山をはじめとする社寺や指定文化財、登録文化財等の歴史的・文化的資源の周辺、さらには旧東海道松並木や袋井宿等において、魅力の向上やにぎわい創出等につなげるため、景観法に基づく景観形成特定地区に指定するなど、良好な景観を形成を目指して無電柱化の推進に取り組んでいきます。

#### ▼電柱・電線撤去後のイメージ



### (2) 本市特有の自然景観の保全

郊外部に広がる田園風景等の本市特有の美しい農の風景や、浅羽海岸等の雄大な自然景観は、本市の原風景を構成する貴重な資源のため、自然と調和した美しい景観の保全・創出を目指し、無電柱化の推進に取り組んでいきます。

#### ▼電柱・電線撤去後のイメージ



## 2. 地域独自の「まちづくりのルール」の策定

## 4. 無電柱化推進路線の具体化

魅力・活気

本市の都市形成の核となる都市拠点・地域拠点において、歩行者・自転車利用者の周遊性を高め、魅力・にぎわい・活気ある拠点を形成していくため、官民共創により、無電柱化整備（地中化）が必要とされる具体的な路線の検討に取り組んでいきます。

#### ▼無電柱化のイメージ

